

公認会計士・監査審査会

主管省及び庶務担当部局課 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室

電話番号 (03) 3506-6000

ホームページ <http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>

根拠法令 公認会計士法第 35 条

設置年月日 昭和 27 年 8 月 1 日

(平成 16 年 4 月 1 日改組・名称変更)

所掌事務

1. 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分(監査法人に対する公認会計士法(以下「法」という。)第 34 条の 21 の 2 第 1 項の規定による命令を除く。)に関する事項を調査審議すること
2. 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第 2 条第 1 項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務並びに日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること
3. 公認会計士試験を行うこと
4. 協会が行う会員の法第 2 条第 1 項の業務の運営の状況の調査の報告を受理すること
5. 協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は

協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

6. 公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、法第2条第1項又は第2項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めること
7. 公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、法第2条第1項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること
8. 公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての法第2条第1項の業務に相当すると認められる業務に関し、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めること
9. 公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての法第2条第1項の業務に相当すると認められる業務に関し、外国監査法人等の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること

分科会等

＜分科会＞ なし

＜部 会＞

公認会計士試験試験委員選任小委員会、公認会計士試験試験
問題調整小委員会、公認会計士試験実施検討小委員会

委員＜定数＞	会長 1 人（常勤）	（公認会計士に関する事項に ついて理解と識見とを有す る者
	委員 9 人以内	
	うち常勤 1 人	

＜任期＞ 3 年

＜氏名＞ ◎友杉 芳正（元早稲田大学大学院商学学院教授）（常勤）

廣本 敏郎（元一橋大学大学院商学研究科教授）（常勤）

市川 育義（有限責任監査法人トーマツパートナー）

引頭 麻実（㈱大和総研執行役員 コンサルティング
本部副本部長）

坂本 道美（公認会計士）

櫻井 久勝（神戸大学大学院経営学研究科教授）

田島 優子（弁護士、明治安田生命保険相互会社社
外取締役）

根本 直子（スタンダード&プアーズ マネジング・デ
ィレクター）

淵田 康之（㈱野村資本市場研究所研究理事）

八木 和則（横河電機㈱顧問）

諮問・答申事項等 なし